不利益処分の処分基準

処分の内容		道路保全立体区域内での措置命令
根拠法令及び条項		道路法第４８条第２項
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
処分基準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	【根拠条文】 （道路保全立体区域内の制限） 第四十八条　道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 ２　道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）